

奈良国道二五号損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

奈良国道二五号損害賠償請求事件

〔二審判決〕平成一五年四月二五日

京都地方裁判所 請求一部認容（確定）

1 事件の概要

本件は、原告らの次男が、被告国の管理する国道二五号名阪国道（以下「本件道路」という。）を、夜間（午後七時頃）自動車で行中、山添橋（以下「本件橋梁」という。）付近（奈良県山辺郡山添村）において、本件道路の車道中央側ガードレール（以下「本件ガードレール」という。）に衝突し、その直後に本件ガードレールを乗り越えて、本件橋梁を構成する上り下りの橋梁の隙間（以下「本件空間部分」という。）から転落、死亡した（以下「本件事故」という。）ことにつき、被告が通常の安全管理を怠り、転落防止策を講じていなかったことに起因するとして、国家賠償法二条一項に基づき損害賠償請求をしたものである（請求額…九五四一万八九九円）。

2 原告の主張

本件橋梁上を歩行する者が、本件空間部分を安全な場所と考えて、進入することは通常ありうる行為であり、被告は、本件空間部分から歩行者が転落することを、通常予測することができた。よって、本件空間部分に、容易に乗り越えられない防護柵を施すか、転落防止ネットを設置する等の転落防止措置を採る義務があり、この措置が採られていなかったことは、道路管理の瑕疵に当たる。

3 被告の主張

自動車専用道路である本件道路において、歩行者が想定されるのは、事故が発生した場合に、車両運転手等が降車した場合であるが、この場合、車両運転手等が行うべき行動は、後続車両に事故発生を知らせて、二次的事故発生防止措置を講じること、周囲の安全を確認の上、安全な場所へ退避することである。本件橋梁においては、夜間であっても橋梁と認識できるよう標識を設置していること、道路上の状況を確認できるよう十分な照

明灯を設置していること、また、本件空間部分に人が自らの意思で入ることを予測することはできないこと等から、道路が通常有すべき安全性を欠いていたということはできない。

4 判決の要旨

本件事故は、本件橋梁の管理の瑕疵によるものといえることができる。しかし、被害者は、本件空間部分に、安易に、体重のかかる方法で足を入れたと推認されるので、七割の過失相殺をすべきである。

5 判決のポイント

① 本件空間部分を中央分離帯として避難できる場所と通常予測できるか

本件橋梁の入口付近は、上下の車線が一体となっているような外観であり、橋梁上においても、走行車両から、独立した橋梁であることは認識し難く、歩行者が、ガードレールから一メートル程離れた位置から中央部を一見した場合も、独立した橋梁であることを認識することはできないことから、本件橋梁が、上下別々の橋梁により構成され、本件空間部分が存在することを、運転者が認識することは、通常困難であり、一体の橋梁と認識するのが通常である。被害者は、本件事故後追突事故の発生も認識して

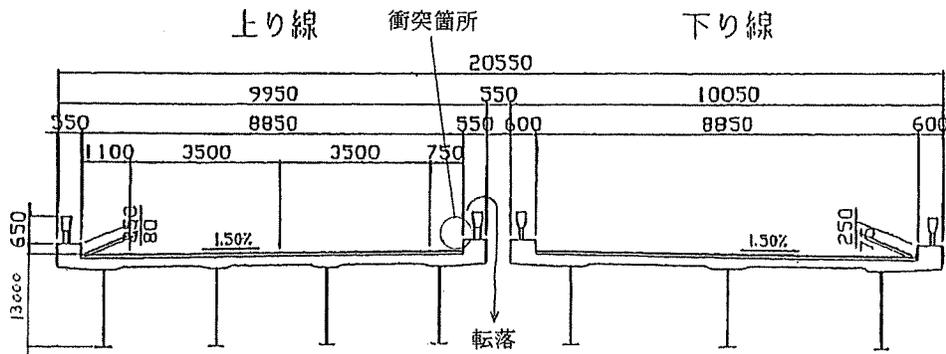


図1 橋梁断面図

いたと考えられ、本件空間部分に橋梁が続いていると考えられると、本件空間部分は最も好ましい避難場所であると認識したと推定されるが、これについては、誰もが同様の認識をすることを考えられる。また、本件橋梁手前には、非常駐車帯が設置されているが、そこまで行く危険を考えると、非常駐車帯で待機すべきであったとまではいえない。よって、被害者の認識と行動は、一般人として通常の認識と行動であったと解され、本件橋梁において、人がガードレールを乗り越えることは、通常予測できる行動であった。また、本件空間部分から転落事故を防ぐには、本件空間部分への進入を防ぐために、空間の上部にそこへ立ち入らせない程度のネット等を貼れば足りることであると考えられる。

② 事故発生時刻頃の本件事故現場付近は本件空間部分を確認できるほど明るい

本件橋梁は、山間部に所在し、日没後車線を照らすのは、橋梁手前及び橋梁上の照明灯、また、本件事故発生時と同時刻頃は、車両の流れが途切れないため、車の前照灯によっても照らされている。しかし、歩行者が本件空間部分に近づいて、覗き見た時は、その下の地表にも全く明かりがないため、全くの暗闇であり、足場となるべき底部を認識することはおろか、空間

になっていることも認識することはできない。被害者は、本件橋梁上を歩行したことにより、そこが橋梁であると認識することができたと考えられるが、問題は、橋梁であるか否かの認識ではなく、それぞれ独立した橋梁であることまで認識できるか否かであり、夜間においては、中央ガードレール内を見ても、その内部は暗闇で、一見して安全な足場となるべき場所がないことを認識することは困難であり、一体となった橋梁であると誤認しているため、橋梁部分が本件空間部分にも続いていると認識しても、不思議ではない。一方、本件空間部分は全くの暗闇であって、橋梁が続いているとすると、縁石からの若干の光の反射により、そこまで真っ暗であることはないと考えられるほどの暗さであり、本件空間部分の底部の位置が何処にあるかについても、あまりに暗闇であるために不安を感じる程である。したがって、足を下ろすに当たり、通常であれば、懐中電灯、ライターやマッチ等の光を用いたり、石や物等を放り込んで、本件空間部分の底部の位置や形状を探るのが普通の対応であると考えられるが、被害者は、このような配慮をすることなく、安易に、本件空間部分に体重のかかる方法で足を入れたものと推認される。